平成 25 年 5 月 31 日

各　位

会　社　名　　佐藤食品工業株式会社
代 表 者 名　　代表取締役会長兼社長　佐藤　仁一
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　２８１４）
問い合せ先　　執行役員管理部長　上田　正博
電 話 番 号　　０５６８－７７－７３１６

単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 31 日開催の取締役会におきまして、単元株式数の変更及び定款一部変更を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．単元株式数の変更について

（１）変更の理由

全国証券取引所が公表した、平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社単元株式数を変更するものです。

（２）変更予定日

平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）

（３）変更の内容

単元株式数を 10 株から 100 株に変更（以下「本変更」といいます。）いたします。本変更に伴う株式分割は実施いたしません。単元株式数を 100 株とすることにより、新たに単元未満株式を保有されることとなる株主様は 814 名です（株主数の約 61.01%であり、これらの株主様が保有する株式数の合計は発行済株式総数の約 37.23%を占めます（平成 25 年 3 月末日現在）。）。

なお、当社が株式分割を行わないこととした事由は以下のとおりでございます。

①仮に当社普通株式を 1 株につき 10 株の割合をもって分割する株式分割を実施した場合、分割後の想定株価は理論上 10 分の 1 となり、同業他社と比較して著しく低い株価となることで、当社の企業イメージの低下を招く恐れがあるため。

②現在の当社株式単元の売買金額は、約 1 万円（平成 25 年 5 月 30 日終値 1,034 円×10 株）とな

っており、株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との市場統合後に適用される企業行動規範に定められる「望ましい投資単位の水準を5万円以上50万円未満」から逸脱しているが、本変更によって当該逸脱を解消することが可能であるため（仮に、当社普通株式を1株につき10株の割合をもって分割する株式分割を実施した場合、当該逸脱は継続されます。）。

③当社は、既に単元未満株式の買増制度及び単元未満株式の買取制度を導入しているので、本変更に伴い単元未満株式を保有することとなる株主様は、本変更の実施予定日である平成26年4月1日以降も、当社を通じて当社普通株式の売却、買増が可能であるため（詳細は下記3．をご参照ください。）。

④仮に、平成25年6月27日開催予定の当社第59期定時株主総会において、本変更に伴う定款一部変更に関する議案が承認可決された場合、本変更に伴い単元未満株式を保有することとなる株主様は、本変更の事実をご確認されてから、本変更の実施予定日である平成26年4月1日までの期間（約9ヶ月間）で、当社株式の売却または単元までの買増をご検討いただくことが可能であるため。

（4）変更の条件

平成25年6月27日開催の当社第59期定時株主総会において、定款一部変更に関する議案が承認可決することを条件といたします。

2．定款一部変更について

（1）変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、10株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新設）	（附則）第８条の変更は、平成26年４月１日から効力を生じるものとする。 本附則は、効力発生後これを削除する。

（3）変更予定日

平成26年4月1日（火曜日）

3．変更後の単元未満株式の取扱い

単元株式数の変更に伴い、100株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式をご所有の株主様は、取引所市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことができます。具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座でご所有の株主様はお取引の証券会社へお問い合わせください。特別口座でご所有の株主様は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせください。

なお、単元未満株式につきましても、配当は株数に応じて支払われますので、本変更により個々の株主様の受取配当金が変化することはありません。

（1）単元未満株式の買増制度

株主様がご所有する単元未満株式とあわせて 1 単元（100 株）となるよう、当社に対し、当社株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

（2）単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、株主様がご所有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

4．株主優待制度について

現状 500 株以上をご所有する株主様に対して、下記の表に従い当社製品を贈呈させていただいている株主優待制度（権利確定日：毎年 3 月末日）については、現時点で変更の予定はありません。

所有株式数	株主優待品
500 株以上 999 株以下	1,000 円相当の当社製品
1,000 株以上	3,000 円相当の当社製品

以上